

租税特別措置法等の一部を改正する法律

(租税特別措置法の一部改正)

第一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

〔第

目次中「第七節の三 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(第六十六条の五)」を

七節の三 関連者等に係る利子等の課税の特例

第一款 国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(第六十六条の五)

第二款 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例(第六十六条の五の二・第六十六条の五の三)

「第二十三節 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(第六十八条の八十九)」を

「第二十三節 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例

第一款 連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例(第六十八条の八十九)

第二款 連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例(第六十八条の八十九の二・第六十八

に、「第三節の二 石油石炭税法の特例（第九十条の四—第九十条の七）」を 第

条の八十九の三）」

節の二 石油石炭税法の特例

一款 地球温暖化対策のための課税の特例（第九十条の三の二—第九十条の三の四）に、「第九十条の

二款 その他の特例（第九十条の四—第九十条の七）

」

十三」を「第九十条の十五」に改める。

第五条の二第四項中「この項及び第十四項」を「この条」に改め、同条第二十五項中「前項第三号」を「第二十四項第三号」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条二十四項の次に次の一項を加える。

25 非居住者又は外国法人が信託（その信託の受託者が特定口座管理機関であるものに限る。）の信託財産に属する振替国債又は振替地方債（当該非居住者又は外国法人が特定振替機関から振替記載等を受けるものに限る。）の利子につき第四項の規定により第一項の規定の適用の適用を受ける場合における同項、第四項、第十項から第十四項まで、第十六項及び前三項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる

規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号	、当該特定振替機関等 者をいう。以下第二十四項までにおいて同じ。)	、特定受託者（第二十五項に規定する信託の受託 者）	、特定受託者（第二十五項に規定する信託の受託 者）
第一項第二号イ	、当該特定振替機関等の （	、特定受託者及び当該特定振替機関（	、特定受託者（第二十五項に規定する信託の受託 者）
第一項第二号ロ	、当該特定振替機関等 （	、特定受託者及び当該特定振替機関（	、特定受託者（第二十五項に規定する信託の受託 者）
第四項第一号	。）及び の特定振替機関等 特定振替機関等の	。）並びに の特定受託者 特定受託者の	、特定受託者（第二十五項に規定する信託の受託 者）
第十項	特定振替機関等	特定受託者	、特定受託者（第二十五項に規定する信託の受託 者）
第十一項	提出した特定振替機関	提出した特定受託者に係る特定振替機関（当該特 定振替機関等）	、特定受託者（第二十五項に規定する信託の受託 者）

				定受託者が受託者である信託の信託財産に属する 振替国債の振替記載等に係る特定振替機関に限 る。以下この項及び第二十三項において同じ。）
機関等	機関等	機関等	機関等	おいて、当該特定振替 機関等
機関等	機関等	機関等	機関等	おいて、当該特定受託者 機関等
機関等	機関等	機関等	機関等	おいて、当該特定受託者 機関等
機関等	機関等	機関等	機関等	おいて、当該特定振替 機関等

				これを、当該特定振替機関等
	第十三項	第十四項	特定振替機関等	特定受託者
	第十六項	提出した特定振替機関等	提出した特定受託者に係る特定振替機関（当該特定受託者が受託者である信託の信託財産に属する振替国債又は振替地方債の振替記載等に係る特定振替機関に限る。第十六項において同じ。）	特定受託者
第二十二項	特定振替機関等及び当該特定振替機関等	特定受託者及び当該特定受託者に係る特定振替機関	特定受託者	特定受託者
提出了した同条第一項	特定振替機関等	特定受託者	提出了した同条第二十五項の規定により読み替えられた同条第十一項又は第十二項	これを、当該特定受託者

第二十三項第三号及び 前項第三号	特定振替機関等	特定振替機関等（当該特定振替機関等が特定振替機関である場合には、当該特定振替機関に係る特定受託者）
第五条の三第五項中「及び第二十四項」を「第二十四項及び第二十五項」に改め、同項の表に次のように加える。		

前条第二十五項	第一項の 同項、 、第十項 及び前三項	次条第一項の 同項並びに 、第十項、第十二項 、第二十二項及び前項
前条第二十五項の表第 一項第一号の項	第一項第一号 第二十五項 第二十四項まで	次条第一項第一号 前条第二十五項 この項
前条第二十五項の表第 第一項第二号口		次条第一項第二号

一項第二二号口の項	
前条第二二十五項の表第 四項第一号の項	の特定受託者 の特定受託者（第二十五項に規定する信託の受託 者をいう。以下第二十四項までにおいて同じ。）
前条第二十五項の表第 二十二項の項	提出した同条第一項 提出した同法第五条の三第一項
同条第十一項又は第十 二項	同条第十二項

第六条第八項第一号中「すべて」を「全て」に改め、同条第十項第一号中「をいう」の下に「以下この号において同じ」を、「外国法人」の下に「（当該民間国外債の発行をする者の特殊関係者である非居住者又は外国法人であつて当該引受契約等を締結する者が、当該引受契約等を締結する他の者が当該引受契約等に基づく募集又は売出しその他これらに準ずるものに際して当該引受契約等に係る当該民間国外債の全部を取得させ、又は売り付けることができなかつた場合におけるその残部を、当該引受契約等を締結する他の者から取得し、又は買い付ける場合における当該引受契約等を締結する者を除く。）」を加える。

第十条第六項中「平成二十四年」を「平成二十六年」に改める。

第十条の二の二第一項中「平成二十六年三月三十一日まで」の下に「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十一日まで）」を、「同号イ」の下に「及び口」を加え、「場合及び」を「場合並びに」に改め、「の額」の下に「（以下この項において「普通償却額」という。）」を、「相当する金額」の下に「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、その取得額から普通償却額を控除した金額に相当する金額）」を加え、同項第一号口中「イに」を「イ及び口に」に改め、同号口を同号ハとし、同号イ中「太陽光、風力その他」を削り、「エネルギー資源」の下に「（太陽光及び風力を除く。）」を加え、同号イを同号口とし、同号にイとして次のように加える。

イ 太陽光又は風力の利用に資する機械その他の減価償却資産（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第二項に規定する認定発電設備に該当するものに限る。）

第十条の三第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項第一号中「器具及び備品」を「工具、器具及び備品」に改め、「能率化」の下に「、製品の品質管理の向上」

を加える。

第十条の四を次のように改める。

第十条の四 削除

第十条の五第一項第二号中「要件」の下に「（当該適用年の前年の十二月三十一日における雇用者の数が零である場合には、イ及びハに掲げる要件）」を加え、同条第二項第三号中「適用年」を「当該適用年」に改める。

第十条の六第一項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とし、同条第二項中「第十条の二第四項又は第十条の四第四項」を「又は第十条の二第四項」に改め、同条第三項中「第十条の二第五項若しくは第十条の四第五項」を「若しくは第十条の二第五項」に改める。

第十一条第一項中「（第十条第四項に規定する中小企業者以外の個人が取得し、又は製作し、若しくは建設した同表の第一号の中欄に掲げる減価償却資産については、当該取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額）」を削り、「合計額（以下この条）を「合計額（次項）に、「同法第四十九条第一項」を「同条第一項」に改め、同項の表の第一号中「供する」の下に「第十条第四項に規定する中小企業者に

該当する」を加え、「新設又は増設に係るものの中政令で定めるもの及び既存の当該機械その他の減価償却資産に代えて設置をするものとして政令で定めるもの並びに」を「既に事業の用に供されていた当該機械その他の減価償却資産に代えて当該事業の用に供されることとなつたもの及び」に改める。

第十二条第一項中「場合を除く」を「場合を除き、同表の第二号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る」に改め、同項の表の第二号中「第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指定された」を「第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域として定められている」に改め、同表の第三号中「第四十一条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地区及び同法」を削り、「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改める。

第十三条第二項中「前項」を「前項又は」に改め、「又は第十三条の三第一項」を削る。

第十三条の二第一項中「第五条第十五項」を「第五条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五

項」に改め、同条第三項中「第十三条の二第一項（）」を「次条第一項（）」に、「第十三条の二第一項本文」を「同条第一項本文」に改め、「「前項、次条第一項」とあるのは「第十三条第一項、第十三条の二第一項」と「」を削る。

第十三条の三を削る。

第十三条の四第一項中「において死亡し、又は事業」の下に「（事業に準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）」を加え、同条第二項中「第十三条の四第一項の」を「十三条の三第一項の」に改め、「「前項、次条第一項若しくは第二項又は第十三条の三第一項」とあるのは「第十三条の四第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と」を削り、同条を第十三条の三とする。

第十四条の二第二項第二号中「認定計画」の下に「（同法第十九条の二第十項の規定により公表された同法第十九条の十第二項に規定する整備計画を含む。）」を加え、同条第三項中「第十四条の二第一項本文」を「同項本文」に、「前項、」を「前項又は」に改め、「又は第十三条の三第一項」を削り、「読み替える」を「「これら」とあるのは「同項」と読み替える」に改める。

第十五条第二項中「第十五条第一項本文」を「同項本文」に、「前項、」を「前項又は」に改め、「又

は第十三条の三第一項」を削り、「読み替える」を「「これら」とあるのは「同項」と読み替える」に改める。

第十九条第一号中「から第十条の四まで」を「第十条の三」に改める。

第二十条第一項中「平成二十四年」を「平成二十六年」に改める。

第二十条の三第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第二十四条の三第四項中「から第十三条の三まで」を「及び第十三条の二」に改める。

第二十六条第二項第二号中「若しくは介護療養施設サービス」を削り、「助産又は」を「助産若しくは

健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第九十一条の規定による改正前の生活保護法の規定に基づく介護扶助のための介護（同法第十五条の二第一項第四号に掲げる施設介護のうち同条第四項に規定する介護療養施設サービスに限る。）又は」に改め、同項第四号中「又は同法」を「若しくは同法」に、「若しくは指定介護療養施設サービスのうち」を「のうち」に、「若しくは指定介護療養施設サービスに」を「に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は健康保険法等の一部を改正す

る法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法の規定によつて施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護療養施設サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該指定介護療養施設サービスに」に改め、同項第五号中「によつて障害児施設医療費」を「によつて肢体不自由児通所医療費を支給することとされる通所給付決定に係る障害児に係る肢体不自由児通所医療のうち当該肢体不自由児通所医療費の額の算定に係る当該肢体不自由児通所医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定によつて障害児入所医療費」に、「施設給付決定」を「入所給付決定」に、「係る障害児施設医療」を「係る障害児入所医療」に、「障害児施設医療費の」を「障害児入所医療費の」に、「障害児施設医療に」を「障害児入所医療に」に改める。

第二十八条の二第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第二十八条の三第十一項中「から第十三条の三まで」を「及び第十三条の二」に改める。

第二十九条の三第六項中「方法の特例」の下に「特定外国株式の取得に係る所得税法第二百二十八条の三の二の規定の特例」を加える。

第三十条の二第一項中「昭和五十六年から平成二十四年まで」を「平成二十四年から平成二十七年まで」に、「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「森林施業計画」を「森林經營計画」に、「同条第四項第二号口」を「同条第五項第二号口」に改め、同条第二項中「の各号」を削り、同項第一号中「百分の二十」の下に「（当該収入金額が三千万円を超える場合には、その超える部分の金額については、百分の十）」を加え、同条第三項及び第四項中「添附」を「添付」に改め、同条第五項及び第八項中「森林施業計画」を「森林經營計画」に改める。

第三十一条の二第二項第九号中「マンション建替事業をいう」を「マンション建替事業をいい、良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものに限る」に改める。

第三十三条の六第二項中「から第十二条の二まで」を「及び第十三条の二」に改める。

第三十四条の二第二項第三号中「イ及び二又は口及び二」を「イ又は口のいづれか及びハ」に改め、「又は一団の住宅建設に関する事業（次のハ及び二に掲げる要件を満たすもので政令で定めるものに限る。）」を削り、「平成二十三年十一月三十日」を「平成二十六年十二月三十日」に、「造成され、又は建設される宅地又は住宅」を「造成される宅地」に改め、同号ハを削り、同号二中「又は当該建設さ

れる住宅（優先分譲住宅がある場合には、優先分譲住宅以外のもの）」を削り、同号ニを同号ハとする。

第三十六条の二第一項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に、「二億円」を「一億五千万円」に改め、同条第二項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改め、同条第三項及び第四項中「二億円」を「一億五千万円」に改める。

第三十六条の五中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第三十七条第一項中「（次の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日）」を削り、同項の表の第二号の上欄中「既成市街地等の地域内」を「既成市街地等内」に改め、同号の下欄中「次に掲げる資産」を「特定資産（土地等、建物、構築物又は機械及び装置をいう。次号から第六号までにおいて同じ。）」に改め、同欄のイ及びロを削り、同表の第三号の下欄中「次に掲げる資産」を「特定資産（農業又は林業の用に供されるものにあつては、市街化区域以外の地域内にあるものに限る。）」に改め、同欄のイ及びロを削り、同表の第四号中「土地等又は建物、構築物若しくは機械及び装置」を「特定資産」に改め、同表の第五号中「イに掲げる区域のうち第一号の上欄のイからハまでに掲げる区域」を「既成市街地等」に、「第二号の下欄のイ又はロに掲げる資産」を「特定資産」に改め、同表

の第六号中「第二号の下欄のイ又はロに掲げる資産」を「特定資産」に改め、同表の第八号中「（政令で定めるものを除く。）」を削り、同表の第九号中「土地等、建物、」を「土地等（事務所、事業所その他の政令で定める施設（以下この号において「特定施設」という。）の敷地の用に供されるもの（当該特定施設に係る事業の遂行上必要な駐車場の用に供されるものを含む。）又は駐車場の用に供されるもの（建物又は構築物の敷地の用に供されていないことについて政令で定めるやむを得ない事情があるものに限る。）で、その面積が三百平方メートル以上のものに限る。）、建物、」に改め、同条第二項中「区分し」を「区分をし」に改め、同条第三項及び第四項中「（第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日）」を削る。

第三十七条の三第二項中「から第十三条の三まで」を「及び第十三条の二」に改める。

第三十七条の四中「（第三十七条第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日）」を削る。

第三十七条の五第二項の表第三十七条第四項の項中「（第一項の表の第九号の上欄に掲げる資産にあつては、平成二十三年十二月三十一日）」を削る。

第三十七条の九の二第六項中「から第十三条の三まで」を「及び第十三条の二」に改める。

第三十七条の十一の三第二項中「及び次項」を「次項及び第八項」に改め、同条第七項中「第十項」を「次項及び第十一項」に改め、同条第十三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項から第十二項までを一項ずつ繰り下げ、同条第九項中「第七項」の下に「又は第八項ただし書」を加え、同項を同条第十項とし、同条第八項中「前項」を「第七項及び前項ただし書」に、「同項の」を「これらの規定に規定する」に改め、同項ただし書中「当該居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に」を「これらの者に」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項の次に次の一項を加える。」

8 金融商品取引業者等に開設されていた特定口座で、その年中に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡及び当該特定口座で処理した信用取引等に係る上場株式等の譲渡並びに当該特定口座への上場株式等の配当等の受入れが行われなかつたものがある場合には、当該金融商品取引業者等は、前項の規定にかかわらず、当該特定口座に係る同項の規定による報告書を当該特定口座を開設した居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に対して交付することを要しない。ただし、当該居住者又は国

内に恒久的施設を有する非居住者の請求があるときは、当該報告書をこれらの者に交付しなければならない。

第三十七条の十二の二第二項に次の二号を加える。

九 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。次号において同じ。）の営業所（国内にある営業所又は事務所をいう。以下この項において同じ。）に信託されている上場株式等の譲渡で、当該営業所を通じて金融商品取引法第五十八条に規定する外国証券業者（次号において単に「外国証券業者」という。）への売委託により行うもの

十 信託会社の営業所に信託されている上場株式等の譲渡で、当該営業所を通じて外国証券業者に対し
て行うもの

第三十七条の十三第一項第一号中「第七条」を「（平成十一年法律第十八号）第七条」に改め、同項に
次の一号を加える。

四 内国法人のうち、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第八条第一項に規定する認定地域再生

計画に記載されている同法第十六条に規定する事業を行う同条に規定する株式会社（地域再生法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第 号）の施行の日から平成二十六年三月三十日までの間に同条の確認を受けたものに限る。）であつて、中小企業者に該当するものとして財務省令で定めるもの 当該株式会社により発行される株式で当該確認を受けた日から同日以後三年を経過する日までの間に発行されるもの

第四十条の二第一項中「国（）」を「国、」に、「及び独立行政法人国立科学博物館を含む。次項において同じ。」を「独立行政法人国立科学博物館」に改め、「地方公共団体」の下に「（次項において「国等」という。）」を、「場合の」の下に「当該譲渡に係る」を加え、同条第二項中「平成二十四年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に、「前項の重要文化財に準ずる文化財のうち国においてその保存及び活用をすべきものとして政令で定めるもの（以下この項において「対象資産」という。）を国」を「文化財保護法第七十八条第一項の規定により重要有形民俗文化財として指定されたもの（第一号において「重要有形民俗文化財」という。）を国等」に改め、同項第一号中「対象資産」を「重要有形民俗文化財」に改める。

第四十一条第五項中「国内において、」の下に「認定長期優良住宅（）を、「定めるもの」の下に「を
いう。）若しくは認定低炭素住宅（住宅の用に供する都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年
法律第 号）第二条第三項に規定する低炭素建築物に該当する家屋で政令で定めるものをいう。以下
この項において同じ。）」を加え、「認定長期優良住宅」という」を「認定住宅」と総称する」に、「認
定長期優良住宅で」を「認定住宅で」に、「認定長期優良住宅の」を「認定住宅の」に、「これらの家屋
を同法の施行の日」を「当該認定住宅を平成二十一年六月四日」に改め、「までの間」の下に「（認定低
炭素住宅にあつては、同法の施行の日から平成二十五年十二月三十一日までの間）」を加え、「長期優良
住宅特例適用年」を「認定住宅特例適用年」に、「「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」
に改め、同項各号中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第八項から第十一項
まで及び第十四項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改める。

第四十二条第一項中「区分し」を「区分をし」に、「おける長期優良住宅借入金等」を「おける認
定住宅借入金等」に改め、同項第二号中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条
第二項第六号から第十九号までの規定中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅借入金

等」を「認定住宅借入金等」に改め、同条第三項中「すべて」を「全て」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に、「とを区分し」を「とに区分をし」に改め、同条第四項第二号から第五号までの規定中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に改め、同項第六号中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改め、「認定長期優良住宅特例適用年」を「認定住宅特例適用年」に、「すべて」を「全て」に、「区分し」を「区分をし」に改め、同条第七項中「長期優良住宅特例適用年」を「認定住宅特例適用年」に、「すべて」を「全て」に、「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に、「区分し」を「区分をし」に改め、同条第二号中「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改める。

第四十一条の三の二第十二項中「認定長期優良住宅」を「認定住宅」に、「長期優良住宅特例適用年」を「認定住宅特例適用年」に、「長期優良住宅借入金等」を「認定住宅借入金等」に改める。

第四十一条の五第七項第一号及び第四十一条の五の二第七項第一号中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第四十一条の六を次のように改める。

第四十一条の六 削除

第四十一条の十九の四第一項中「住宅の用に供する」を削り、「平成二十三年十二月三十日」を「平成二十五年十二月三十一日」に、「千万円」を「五百万円」に改める。

第四十二条の二第二項第一号中「第六十六条の五第四項第一号」を「第六十六条の五第五項第一号」に改める。

第四十二条の二の二第三項中「第三十七条の十一の三第十一項から第十三項まで」を「第三十七条の十一の三第十二項から第十四項まで」に改める。

第四十二条の二第四項第三号中「第三十七条の十一の三第八項」を「第三十七条の十一の三第九項」に改め、同項第四号中「若しくは第三十七条の十一の三第八項ただし書の」を「第三十七条の十一の三第八項ただし書若しくは同条第九項ただし書の」に、「に規定する報告書」を「若しくは同条第九項ただし書に規定する報告書」に改め、同項第五号及び第六号中「第三十七条の十一の三第十一項」を「第三十七条の十一の三第十二項」に改める。

第四十二条の四第一項中「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第九項中「平成二十四年三月三十日」を「平成二十六年三月三十日」に改め、同条第十一項中「第四十二条の十第五項」を削る。

第四十二条の五第一項中「平成二十六年三月三十日まで」の下に「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、平成二十四年七月一日から平成二十五年三月三十日まで）」を、「同号イ」の下に「及び口」を加え、「場合及び」を「場合並びに」に改め、「百分の三十に相当する金額」の下に「（第一号イに掲げる減価償却資産にあつては、その取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額）」を加え、同項第一号口中「イに」を「イ及び口に」に改め、同号口を同号ハとし、同号イ中「太陽光、風力その他」を削り、「エネルギー資源」の下に「（太陽光及び風力を除く。）」を加え、同号イを同号口とし、同号にイとして次のように加える。

イ 太陽光又は風力の利用に資する機械その他の減価償却資産（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項に規定する認定発電設備に該当するものに限る。）

第四十二条の五第二項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、第四十二条の十第五項」を削る。

第四十二条の六第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改め、同項第一号中「器具及び備品」を「工具、器具及び備品」に改め、「能率化」の下に「、製品の品質管理の向上」を加え、同条第二項中「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「、第四十二条の十第五項」を削る。

第四十二条の九第一項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改め、「供したとき」の下に「（同表の第三号の第一欄に掲げる地区内において同号の第二欄に掲げる事業の用に供した場合にあつては、沖縄振興特別措置法第三十五条の三第五項に規定する認定事業者が当該事業の用に供した場合に限る。）」を加え、「次条第二項、第三項及び第五項」を削り、同項の表の第一号中「第八条」を「第七条第一項」に、「同意観光振興計画」を「提出観光地形成促進計画」に、「第六条第三項第一号」を「第六条第二項第二号」に、「観光振興地域」を「観光地形成促進地域」に、「第十六条第一項」を「第八条第一項」に改め、同表の第二号中「第三十一条第一項に規定する同意情報通信産業振興計

画において同法第二十八条第三項第一号に規定する」を「第二十八条第一項の規定により」に、「定められている」を「指定された」に改め、同表の第三号中「第三十五条第一項の規定により産業高度化地域として指定された」を「第三十五条の二第一項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画において同法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域として定められている」に改め、同表の第四号中「第四十一条第一項の規定により自由貿易地域として指定された地区及び同法」を削り、「特別自由貿易地域」を「国際物流拠点産業集積地域」に改め、同表の第五号中「第三条第十二号」を「第三条第十四号」に改め、同条第四項中「次条第五項」を削る。

第四十二条の十を次のように改める。

第四十二条の十 削除

第四十二条の十一第二項中「前条第二項、第三項及び第五項」を削り、同条第五項中「前条第五項」を削る。

第四十二条の十二第一項中「第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を削り、同項第二号中「要件」の下に「（当該適用年度開始の日の前日における雇用者の数が零である場合には、イ及びハに掲げる